

平成 26 年度 (公財)北海道体育協会地域スポーツ支援事業助成要項

1 目的

北海道が生んだ偉大なアスリートであり、地域のスポーツの普及振興を通して、青少年の健全育成にご尽力された、(故)南部忠平氏の意志を受け継ぎ、地方体育協会連絡協議会及び市町村体育協会が実施する、青少年や地域住民及びスポーツ指導者等を対象としたスポーツ振興の事業に予算の範囲内で助成し、道内のスポーツ振興促進を図ることを目的とする。

2 主催 公益財団法人北海道体育協会

3 対象事業

(1) 主催団体 (下記のいずれかの団体が主催すること)

- ① 管内体育協会連絡協議会
- ② 各市町村体育協会

(2) 対象事業 (下記のいずれかに該当する事業であること)

- ① 幼児から青少年向けスポーツ事業等
- ② 幅広い年齢層の地域住民が参加するスポーツ事業等
- ③ スポーツ指導者の資質向上に関する研修会・講習会・スポーツ教室等
- ④ その他スポーツ普及・振興に関する事業・研修会・講習会等

(3) 事業実施期間

当該年度の6月1日～3月31日までに事業を完了すること。

4 事業規模

事業助成総額 150 万円 10 事業程度 (30 万円：1 事業、20 万円：3 事業、10 万円 6 事業)

5 助成内容

(1) 各 30 万円、20 万円、10 万円のいずれかの区分で申請すること。

(2) 助成は 1 事業に対しての金額とすること。

ただし、1つの事業テーマのもと、複数会場で分散して行うことは認める。

(3) 1管内体協連協及び1市町村体協での申請は 1 事業とすること。

(4) 助成金額の 1/3 以上を自己財源として有する事業であること。

- ① 30 万円助成事業は自己資金を 15 万円以上、総額 45 万円以上
- ② 20 万円助成事業は自己資金を 10 万円以上、総額 30 万円以上
- ③ 10 万円助成事業は自己資金を 5 万円以上、総額 15 万円以上

(5) 申請した助成金額と決定する助成金額は異なる場合がある。

6 助成対象経費

(1) 対象科目

- ① 諸謝金 (講師謝金、指導者謝金)
- ② 旅費交通費 (講師・運営者の交通費・宿泊費)
- ③ 消耗品費 (事務用消耗品、実技消耗品、但し、備品類は認めない)
- ④ 印刷製本費 (プログラム印刷費、資料印刷費…業者発注の費用のみ)
- ⑤ 通信運搬費 (郵送料、メール便代、但し、電話代については、認めない)
- ⑥ 手数料 (振込手数料、塵芥処理手数料)
- ⑦ 賃借料 (会場借上料、機材 (器材) 借上料)
- ⑧ 食糧費 (講師・指導者・運営者昼食代、懇親会費は認めない)

※申請する事業において、少年自然の家や市町村が所有する研修施設等への宿泊する指定がある場合に限り、参加者の交通費・宿泊費・食費を対象経費として認める。

(2) 対象外経費

- ① これ以外の費用については、全て対象外経費（雑費）とすること。
- ② この助成金については、対象外経費（雑費）を除いた額で計算すること。

(3) 助成金変更

- ① 事業計画書及び報告書の審査において、計上された経費が対象外となる場合もある。
- ② 助成対象額より事業決算総額が下回った場合には、差額を返納することとなる。

7 事業計画書の提出と審査

- (1) 希望する団体は、毎年2月末（必着）までに「事業実施計画書 様式1～様式3及び開催要項」を提出すること。
- (2) 市町村体育協会が申請する場合、各管内体協連協を通じて申請すること。
- (3) 3月に開催される、本会の「普及・生涯スポーツ委員会」において、提出された計画書内容を厳正に審査し、決定した管内体協連協へ通知する。
 - ① 事業数・助成金額上限については、毎年の予算状況を勘案し決定する。
 - ② 4月以降の追加申請については、行わないものとする。
- (4) 事業の審査にあたり、新規事業については、この事業を実施することによる効果、継続事業については、これまで実施した事業と異なる効果について、必ず明記すること。

8 助成金交付申請書

- (1) 交付申請書（様式4）を事業実施1ヶ月前までに提出すること。
- (2) 概算払いが必要な団体については、概算払い申請書（様式5）を合わせて提出すること。

9 実績報告書

- (1) 実績報告書（様式6）と関係書類（事業実績書（様式7）・収支決算書（様式8））に開催要項及び事業名等の写った写真を添付し、事業完了後30日以内に提出すること。
- (2) 事業終了が3月末となる場合の報告書提出期限は4月15日を期限とする。
- (3) 開催要項及び事業名の看板等には「公益財団法人北海道体育協会地域スポーツ支援事業」を明記すること。

10 実施予定事業の中止・延期について

- (1) 実施予定期日前に、事業を中止・延期する場合には、理由を明記して必ず文書にて連絡すること。
- (2) 連絡がないまま事業を変更した場合、もしくは、事業が中止された場合は助成金を全額返納すること。

11 実施にあたっての留意事項

- (1) 主催名は必ず各管内体育協会連絡協議会等とし、証憑書類の宛名も全て各管内体育協会連絡協議会及び市町村体育協会、実行委員会等の名称で統一すること
- (2) 各管内体育協会連協が主体となり、1つの事業を複数会場で行い助成金を分配し実施する場合は、管内体協連協が申請書と報告書を取りまとめの上、提出すること。
- (3) プロ興行等の事業は対象外とする。

12 その他

- (1) 本事業に関する様式等は本会ホームページからもダウンロードできます。
※1月中旬以降に掲載予定
- (2) 助成した事業内容は、本会各種会議及びホームページなどで団体名や事業名を公表します。

【本事業に関する問い合わせ先】

(公財)北海道体育協会 生涯スポーツ課
TEL：011-820-1706 / FAX：011-833-0705

～ 助 成 決 定 基 準 ～

■申請された事業の決定については、次の項目を満たす事業を採択する。

■助成額区分

30万円 1事業、20万円 3事業、10万円 6事業、総額150万円 10事業

■申請条件

- 1) 事業主催が「管内体協連協」「市町村体協」であること。
- 2) 事業内容が助成要項対象基準に該当していること。
- 3) 自己財源を確保していること。
- 4) 全道各地で事業展開を考慮して、1管内1事業であること。
ただし、未申請の管内等がある場合、この限りではない。

■選定方法

選定方法については、それぞれの団体から提出された申請書に基づき、下記の審査基準により評価し、総合得点100点中60点を超える事業を助成事業として採択する。

助成事業は、助成金額ごとに審査し、30万円事業上位1団体、20万円事業は上位2団体、10万円事業は上位6団体とする。

なお、助成金額の申請がなかった事業及び上記の審査により不採択事業があった場合は、他の事業の区分へ充当し、追加採用することもある。

■審査基準

1) 参加対象者による区分

- ① 小学生を対象（幼児・未就学児を含む）
- ② 多世代を対象（親子や祖父母・孫の参加を対象）
- ③ 中学生を対象
- ④ 上記以外の対象者

※道体協として「北海道の子どもの体力向上支援事業」を推進していることから、小学生を対象（幼児・未就学児を含む）とした事業を優先する。

2) 事業内容による区分

- ① 複数競技のスポーツ体験型教室
- ② スポーツクリニック（1日・2日日程の事業）
- ③ スポーツ大会・交流会
- ④ スポーツ研修会・講習会（座学）

3) 参加人員による区分

- ① 200名以上
- ② 200名未満～100名以上
- ③ 100名未満～50名以上
- ④ 50名未満

4) 事業効果による区分

- ① スポーツへの興味・意欲の促進がなされているか
- ② スポーツ活動の促進がなされているか
- ③ 参加者の拡大・競技種目の拡大が図られているのか
- ④ 指導者の育成が図られているのか

■得点配分

第1基準 参加対象者による区分

参加対象者		得点 (20点満点)
1	小学生を対象 (幼児・未就学児を含む)	20
2	多世代を対象 (親子や祖父母・孫の参加を対象)	15
3	中学生を対象	10
4	上記以外を対象	5

第2基準 事業内容による区分

事業内容		得点 (20点満点)
1	複数競技のスポーツ体験型教室	20
2	スポーツクリニック (1日・2日日程の事業)	15
3	スポーツ大会・交流会	10
4	スポーツ研修会・講習会 (座学)	5

第3基準 参加人員による区分

参加人員		得点 (20点満点)
1	200名以上	20
2	200名未満～100名以上	15
3	100名未満～50名以上	10
4	50名未満	5

第4基準 事業効果による区分

事業効果 (複数評価可)		得点 (40点満点)
1	スポーツへの興味・意欲の促進がなされているか	10
2	スポーツ活動の促進がなされているか	10
3	参加者の拡大・競技種目の拡大が図られているのか	10
4	指導者の育成が図られているのか	10